

第 5 章

都市づくりの推進に向けて

第5章 都市づくりの推進に向けて

都市計画マスタープランの実現に向けて、都市計画などの諸制度を適切に活用し、計画的に各種事業に取り組むとともに、社会情勢やニーズ等を踏まえながら、必要性や実現性等について評価し、必要に応じて事業の見直しを検討します。

また、市民や市民団体、大学、事業者、行政等の多様な主体の連携により取り組みを推進し、本市の将来都市像の実現をめざします。

1. 都市づくりの推進体制

都市計画マスタープランの実現にあたっては、都市に関わる市民・市民団体、民間事業者、大学等と行政が、都市づくりの目標や本市・地域の課題を共有し、それぞれの役割分担のもとに連携・協力し、推進していきます。

(1) 市民・市民団体の役割

市民・市民団体は、地域に最も密接に関わっていることから、自らが住み、活動する地域への関心を高め、地域の維持管理や活性化、住み良いまちづくりに主体的に取り組むことが必要です。

具体的な取り組みとしては、行政が策定する計画や実施する事業に対し、意見やアイデアの提案、ワークショップへの参加など、積極的に関わることが考えられます。更に、地域を良くする取り組みとして、地区計画の申出制度や都市計画提案制度等を活用し、都市づくりに積極的に関わることも考えられます。

また、まちづくり活動団体やNPO等の市民団体は、専門知識などを活かし、市民と連携を図りながら、地域の課題の解決や地域を良くする取り組みを推進します。

(2) 事業者の役割

事業者は、地域社会を構成する一員であることを認識し、地域のまちづくりに理解を深め、事業活動を通じて地域活性化や景観形成等に貢献し、社会的責任を果たす必要があります。

また、行政が主体的に行う計画策定や事業への助言や提案等の協力を行うとともに、自らも事業に参画するなど、より積極的な参画が求められます。

(3) 大学の役割

大学は、専門知識や豊富な情報、若い人材力を活かし、地域を実践活動の場として問題解決に取り組み、地域活性化に貢献するという役割を果たす必要があります。

都市づくりに関する調査・研究、助言だけでなく、ワークショップなどで運営にも参加するなど、市民や事業者と行政をつなぐ中立的な立場としての支援をすることも求められます。

(4) 行政の役割

行政は、都市計画の決定・変更等の都市計画制度の適切な運用や土地利用の誘導、都市計画事業の実施など、行政が主体となる取り組みを計画的に進める必要があります。その際、関係各課との連携を図り、効果的・効率的に計画を進める必要があります。

また、市民や事業者等の都市計画への理解やまちづくりへの関心を高めるため、情報提供を行うとともに、市民などの自主的なまちづくり活動に対して、専門家派遣や様々な主体とをつなぐコーディネートや支援などを行います。

更に、国や大阪府、周辺市町との連携を強化し、行政が主体となる取り組みを計画的に進める必要があります。

2. 関係機関との連携

都市計画マスタープランに位置づけている取り組みの中には、本市だけでは実現が難しい事項もあります。必要に応じて、国や大阪府、南部大阪都市計画区域の自治体及び近隣自治体、その他関係機関などとの連携を図り、取り組みの実現を図ります。

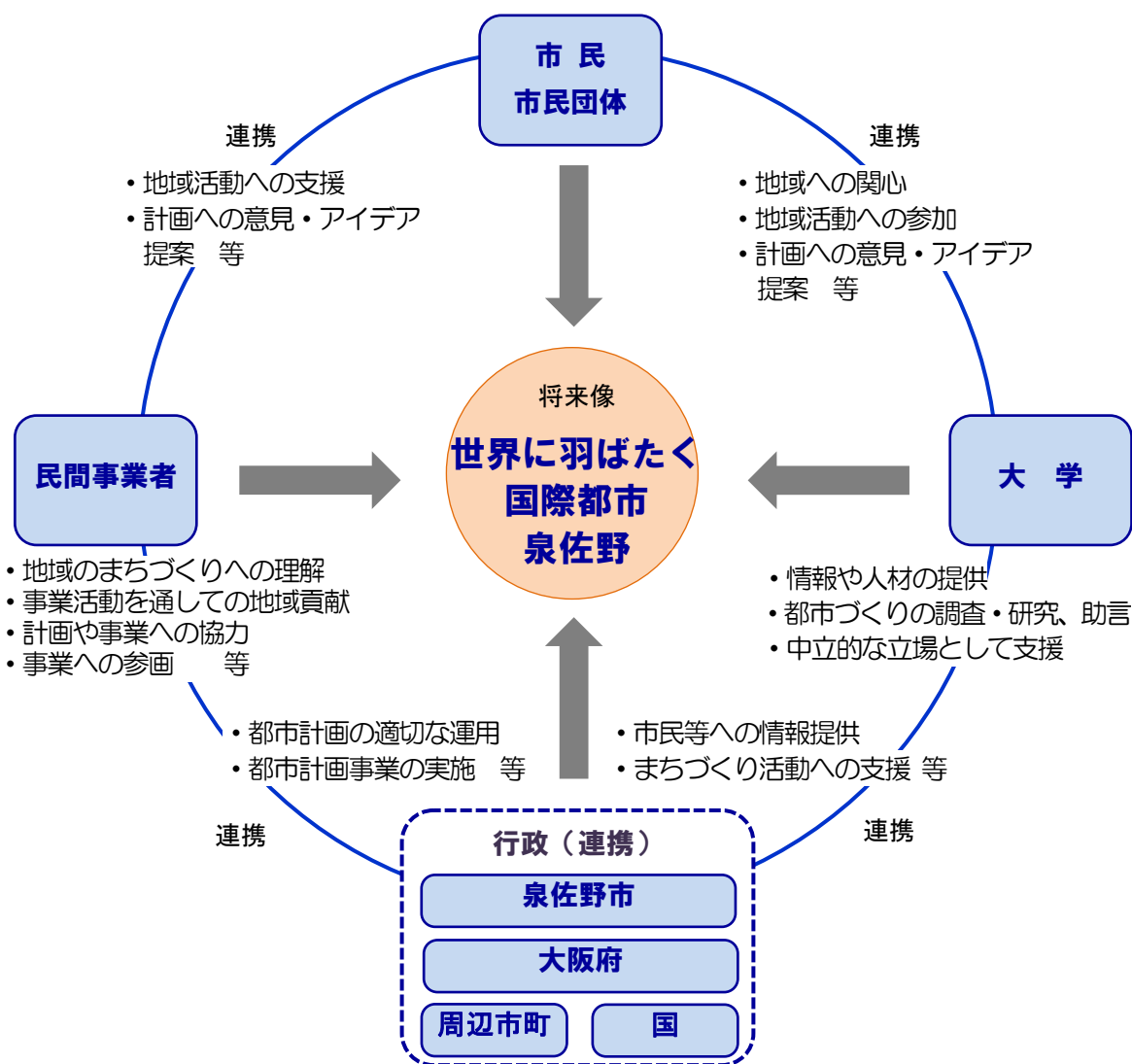


図 5-1 都市づくりの実施体制・役割分担

3. 都市計画マスタープランの進行管理

計画の進行管理には、マネジメントシステムの考え方に基づいて、計画－実行－点検・評価－見直しを着実に進めていくP D C Aサイクルの手法を用いて、取り組みの実現と改善を行っていきます。

定期点検・評価にあたっては、概ね中間年次に本計画を所管する都市計画課において、記載している取り組みの進捗状況の確認や成果の評価・検証を行い、都市計画審議会に報告し、意見を踏まえて必要に応じて施策の見直しを行います。

また、社会情勢などの変化や、上位計画である、「第5次泉佐野市総合計画」や「南部大阪都市計画区域マスタープラン」の変更などに伴い、内容の整合を図る必要が生じた場合は、都市計画審議会の議を経て計画の見直しを適宜行います。

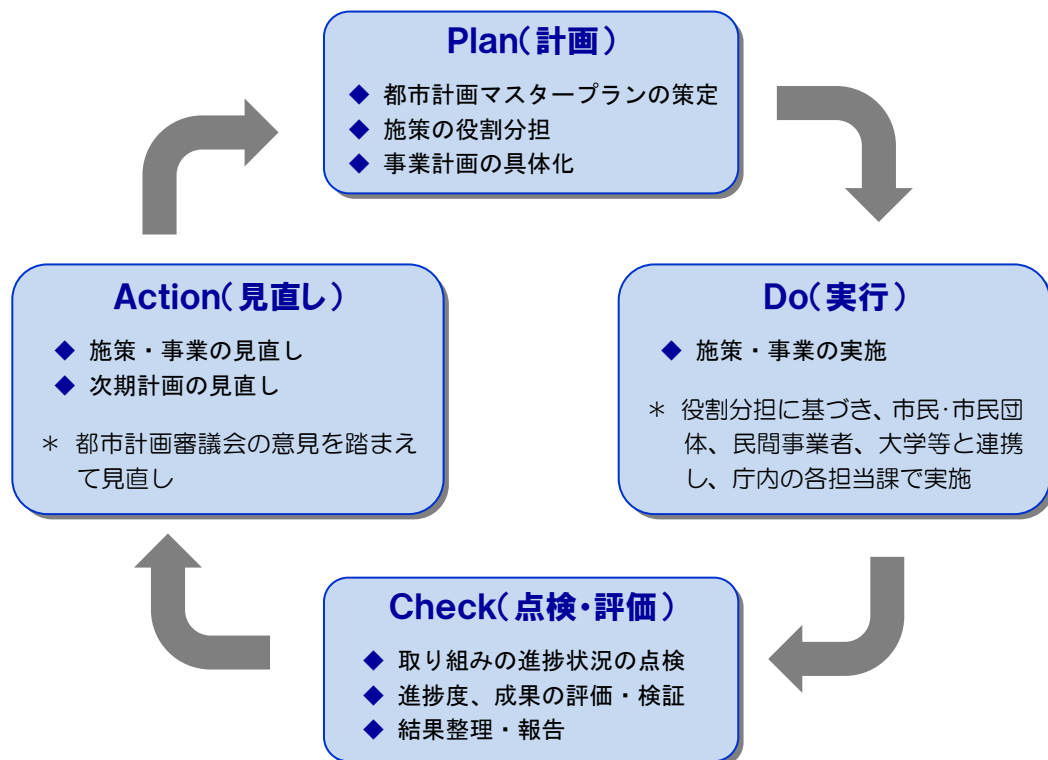


図 5-2 P D C Aサイクルによる進行管理

